

# 心の花を さかせよう!



## いじめのない学校へ

未然防止

早期発見

早期解消

組織的な対応

滝川市は、子どものいじめをなくすため全国に先駆けて、「いじめの防止等に関する条例」を、平成26年4月1日に施行しました。この条例に基づき、いじめの防止等の対策を基本方針としてまとめ、その後、国及び北海道の方針の改定に伴い令和6年4月1日、本市において改定した「滝川市子どものいじめ防止基本方針」を公表しました。



滝川市  
滝川市教育委員会

# 「滝川市子どものいじめ防止基本方針」について

- 滝川市のいじめの防止等の対策の基本的な方向や具体的な内容を示しています。
- 滝川市が推進すべき施策について、具体的な内容を例示しています。
- 滝川市の責務及び学校と家庭(保護者)の責務、地域(市民及び事業者)の責務について具体的に記載しています。



滝川市いじめ根絶シンボルマーク

## いじめの定義

「いじめ」とは、子どもに対して一定の人間関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含みます。)であって、その対象となった子どもが、心や体の苦痛を感じているものをいいます。

### 留意点は？

- 子どもの好意から行ったことであっても、いじめにつながる場合があります。
- いじめは、加害者と被害者という二者関係だけでなく、集団における、はやしたてたり面白がったりする「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在により、潜在化したり深刻化したりします。
- 「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ子ども」、「被災した子ども」等学校として特に配慮が必要な子どもについては、日常から、子どもの特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の子どもに対する必要な指導を組織的に行います。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えないところで被害が生じている場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、子どもが感じる心や体の苦痛に着目していじめか否かを判断します。

### いじめの解消とは？

次の2つの要件が満たされている必要がありますが、必要に応じ、被害者と加害者の関係修復状況などの事情も考慮して判断します。

- ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。(少なくとも3か月を目安)
- ② 被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないこと。(被害者本人及び保護者に対して面談等により確認します。)



## ポイント



- ア. いじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた子どもの立場に立って考えます。
- イ. いじめを受けていても、子ども自身が否定するときがあることから、日頃から子どもの表情や様子をきめ細かく観察する必要があります。
- ウ. インターネット上での悪口などは、書かれた子どもがそのことを知らずにいて、苦痛に至っていないケースについても、加害行為をした子どもに対する適切な指導が必要です。
- エ. いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「学校いじめ対策組織」を活用し、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを含めたチームで判断することが大切です。

# いじめを受けている人に非はありません！

# 大人が果たすべき責務

## ◎市及び教育委員会の責務

- ①学校に通う全ての子どもがいじめにあわない、いじめが起きない学校として安心して過ごすことができるよう、いじめの防止等のための施策を推進します。
- ②いじめを早期に発見するために、子どもに対する定期的なアンケート調査の方法や内容、またいじめに係る相談を行うことができる体制の整備や方法等を工夫し、学校として必要な取組を重点化・明確化するよう指導・助言します。

## ◎保護者の責務

- ①保護者は、子どもの生活の様子に変化や不安を感じる場面があったときは、学校をはじめ関係機関に相談するなどして子どもの悩みや不安を受け止め、その解消に努めます。
- ②保護者は、子どもがいじめを受けている場合は、子どものつらく不安な気持ちを受け止め、心と体の安全を守ることを第一に考え、子どもを安心させるよう努めます。
- ③保護者は、子どものインターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用などの方法により、インターネットの利用を適切に管理し、インターネットを適切に活用できるよう家庭での指導に努めます。

## ◎学校及び学校教職員の責務

- ①学校は、子どもが安心して通学でき、学習・生活する場であることから、いじめをなくす取組だけでなく、規律正しい態度で主体的に参加できる授業づくりや好ましい人間関係を基盤とした豊かな集団生活を送ることができる環境づくりに努めます。
- ②学校は、心の通う対人関係を構築できる社会性を育み子どもの将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、いじめを生まない環境をつくります。
- ③学校は、情報化社会で適正な活動を行うための基になる考え方や態度を育成する情報モラル教育等を推進するとともに、インターネット上のいじめに対処する体制を整備します。
- ④教職員はいじめの解決にあたり、いじめを受けた子どもといじめを行った子どもはもとより他の子どもとの関係の修復を図り、子どもたちの好ましい集団活動を取り戻すよう指導します。

## ◎市民・事業者の責務

- ①市民及び事業者は、子どもがいじめを受けている、また、いじめを受けている疑いがあると認めた場合は、市や学校が設置している相談窓口に通報・相談し、子どもの抱える問題の解消に協力します。

## 子どもが守るべきこと

- ①子どもは、いじめが絶対に許されない行為であるという認識に立ち、友だちと互いに認め合いながら思いやりの心を持って過ごし、いじめを行わないよう努めます。
- ②子どもは、自らいじめを受けたとき、いじめを見たり聞いたりしたときは、一人で抱え込まず、勇気をもって、家族や友人、先生へ相談するとともに、いじめ相談窓口やいじめ把握のためのアンケート調査を活用するよう努めます。
- ③子どもは、パソコンやスマートフォン等を通じて行われるいじめの防止のため、利用する際は、学校や保護者との約束事を守るよう努めます。

「子どもが守るべきこと」については、令和5年11月に開催した「絆づくり成果交流会」において、児童生徒から出された意見をもとに、作成しました。



※平成26年9月滝川市立小学校・中学校・高等学校の児童生徒全員に啓発カードを配布しました。その後毎年、小学校、中学校、高等学校の1年生全員に配布しています。



令和4年度「絆づくりメッセージコンクール」  
ポスター・メッセージ中学校の部  
全道最優秀賞受賞 滝川市立明苑中学校 高橋京香さんの作品

# いじめの防止等の対策の市及び教育委員会・市立学校の取組

## ◎いじめの未然防止～主な取組～

いじめに関する通報・相談窓口  
の設置  
(いじめ相談電話・メール等)  
※下記「相談窓口」参照

インターネットを通じて行わ  
れるいじめの防止のためネッ  
ト監視業務とその調査及び保  
護者への啓発

道徳教育研究員による道徳授  
業の実践発表  
.....  
いじめが起きないようにする  
予防的な生徒指導の推進

子ども自身が仲間づくりを呼び  
かける活動や取組を支援する  
「絆づくり成果交流会」の開催

児童生徒理解を充実させ、いじ  
めの事例などの情報を共有する  
「生徒指導主事会議」の開催

インターネット利用に係る児童生  
徒への情報モラル教育の充実

## ◎いじめの早期発見・早期解消・組織的な対処～主な取組～

いじめに関するアンケート調  
査の実施  
.....  
子どもの実態把握を行うため  
の教育相談等の実施

インターネットを通じて行わ  
れるいじめに対する定期的な  
ネット監視業務の実施と子ど  
もへの適切な指導

いじめを受けた子ども及びそ  
の保護者に対する支援  
.....  
いじめを行った子どもに対する  
指導及びその保護者への助言

市立小・中・高等学校への  
スクールカウンセラーの配置

市立小・中・高等学校での  
学校いじめ対策組織の設置

いじめが犯罪行為として取り  
扱われるものであるときは、  
警察署と連携した対処

# いじめ重大事態への対処

## ◎教育委員会の対処

- ①教育委員会は、重大事態への対処及び再発防止のため、「滝川市いじめ防止専門委員会」において第三者機関としての事実関係の調査をします。
- ②教育委員会は、重大事態の調査にあたり、いじめを受けた子どもとその子どもの保護者が意見を述べる機会を確保します。

## ◎市長の対処

- ①市長は、重大事態に係る報告を教育委員会から受けたとき、又は市長が必要があると認めるときは、その重大事態への対処と再発防止のため、付属機関を設けるなどの教育委員会による調査結果について再調査を行います。

## ポイント

「重大事態」  
とは？

- ア. いじめにより子どもの命や心と体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたとき
- イ. いじめにより子どもが相当の期間(年間30日を目安)、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき



相談窓口	滝川市教育委員会 教育総務課 (滝川市役所7階)	・ ☎0125-28-8042 (月～金 8:30～17:15) ・ いじめ相談電話 / ☎0800-800-8734 (24時間対応) ・ メール / ijime_soudan@city.takikawa.lg.jp
	滝川市こども家庭相談室 (滝川市保健福祉部)	・ ☎0125-23-5217 (月～金 8:30～17:15)



学校においても通報相談を受け付けております。

滝川市子どものいじめ防止基本方針の全文等はHPをご覧ください。

滝川市教育総務課

